

各都道府県

林道、治山施設災害復旧事業担当課長 様

林野庁森林整備部
整備課災害対策班担当課長補佐
治山課災害対策班担当課長補佐

災害復旧事業計画概要書、国庫負担申請書に添付する被害状況写真について

災害査定事務の迅速な処理を図るため、トータルステーションまたはGPS測量により計画概要書設計図書、国庫負担申請書設計図書を作成する場合の被害状況写真（全景写真及び横断写真）の撮影については、従来の手法に代えて、下記のとおりとして差し支えないので通知します。

記

1 全景写真、ポール縦横断写真

	現 状	改 訂
全景写真	測点ポール、リボンテープ等を現地に設置した上で写真撮影。	測点ポールのみ現地に設置し写真撮影。引出線を用いて測点間距離を表示する。
ポール縦横断写真	林道の崩壊法面・路側にポールを連続して設置した上で写真撮影。 被災治山施設の原形についてポール等を連続して設置した上で写真撮影。	測点、勾配変化点のみにポール、木杭等を設置し写真撮影（連続したポール設置は不要）。引出線を用いて主要な寸法（高さ、距離）を表示する。

なお、崩壊地等においてポール設置が困難な場合は、補完手段を検討すること。

2 補完手段

被害状況の判別が可能となるよう、必要に応じて測量を記録したビデオ映像、航空写真及びレーザー測量による3D画像等を活用する等工夫する。

3 被災前形状の表示

被災前形状を写真に表示する必要がある場合は、写真に線画表示及び主要な寸法（高さ、距離）を表示する。

なお、本取り扱いは、平成25年9月以降に災害査定を実施する場合に適用することとし、今後、効果の検証、課題の抽出を行うこととする。